

三重県豚コレラ本庁対策本部員幹事会事項書

日時：平成31年2月21日 午後4時

場所：三重県庁講堂棟3階131・132会議室

1. 国内における豚コレラ発生等の状況について

2. 本県の対応状況について

3. 豚コレラ発生時の対応について

1. 国内における豚コレラ発生等の状況について

(1) 岐阜県における発生等の状況について

注：<○例目>は、全国発生事例の番号

<1 例目>岐阜市内の養豚農場(岐阜市大洞地区) 9月9日

- ・農場に柵なく、いのししと接触可能、等の指摘あり※

<2 例目>岐阜市畜産センター公園(岐阜市椿洞地区) 11月16日

- ・感染いのししが確認されていたエリアで使用されていた重機を洗浄・消毒せず農場で使用、周辺公園にある野外バーベキュー場にあるゴミ置き場は野生動物と接触可能等※

<3 例目>岐阜県畜産研究所(美濃加茂市) 12月5日

- ・豚舎内に野生動物の糞便やペリット(口から吐き出される木の实などの不消化物)が確認※

<4 例目>いのしし飼養施設(関市) 12月10日

- ・野菜くずを洗浄せずに給与。飼養管理者は、野生いのしし捕獲調査の業務に従事※

<5 例目>岐阜県農業大学校(可児市) 12月15日

- ・施設内で小動物の糞を確認※

<6 例目>養豚農場(関市) 12月25日

- ・豚舎毎の長靴及び一輪車の消毒が不十分※

<7 例目>養豚農場(各務原市) 1月29日

<7 例目の疫学関連施設>と畜場(岐阜市) 1月29日

<7 例目の疫学関連農場>肥育農場(本巣市) 1月30日

<8 例目の疫学関連農場>養豚農場(恵那市) 2月6日

- ・1月11日~2月1日 愛知県農場から計5回400頭導入

<10 例目>養豚農場(瑞浪市) 2月19日

※国の拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会の結果概要等による

(2) 愛知県における発生等の状況について

<8 例目>豊田市内の養豚農場（豊田市）2月6日

<8 例目の疫学関連農場>肥育農場（田原市）2月6日

<9 例目：8 例目の監視対象農場>養豚農場（田原市1戸2農場）2月13日

<9 例目の疫学関連農場>養豚団地関連農場（田原市7戸14農場、13,420頭）
2月13日

(3) 滋賀県における発生等の状況について

<8 例目の疫学関連農場>肥育農場（近江八幡市）2月6日

(4) 大阪府における発生等の状況について

<8 例目の疫学関連農場>肥育農場（東大阪市）2月6日

(5) 長野県における発生等の状況について

<8 例目の疫学関連農場>肥育農場（上伊那郡宮田村）2月6日

<8 例目の疫学関連施設>と畜場（松本市）2月6日

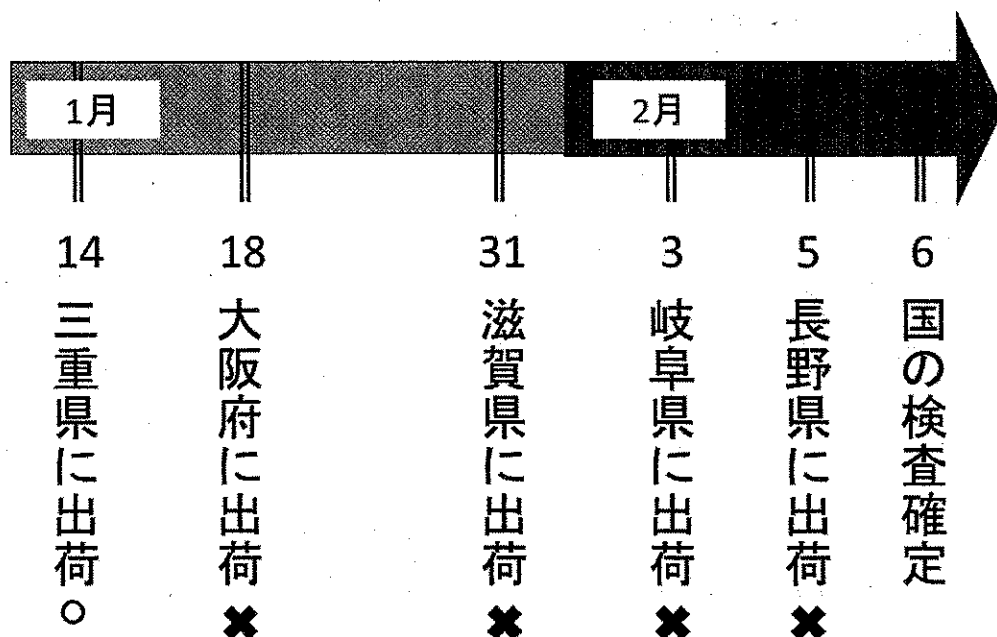
※ 国内における野生いのししの状況について

<岐阜県>2月20日までに788頭を検査、165頭陽性

<愛知県>2月4日までに61頭を検査、10頭陽性

<三重県>2月18日までに12頭を検査、12頭陰性

(参考) 愛知県豊田市の農場（8例目）から他府県の農場への出荷時期と
出荷豚のウイルス感染状況



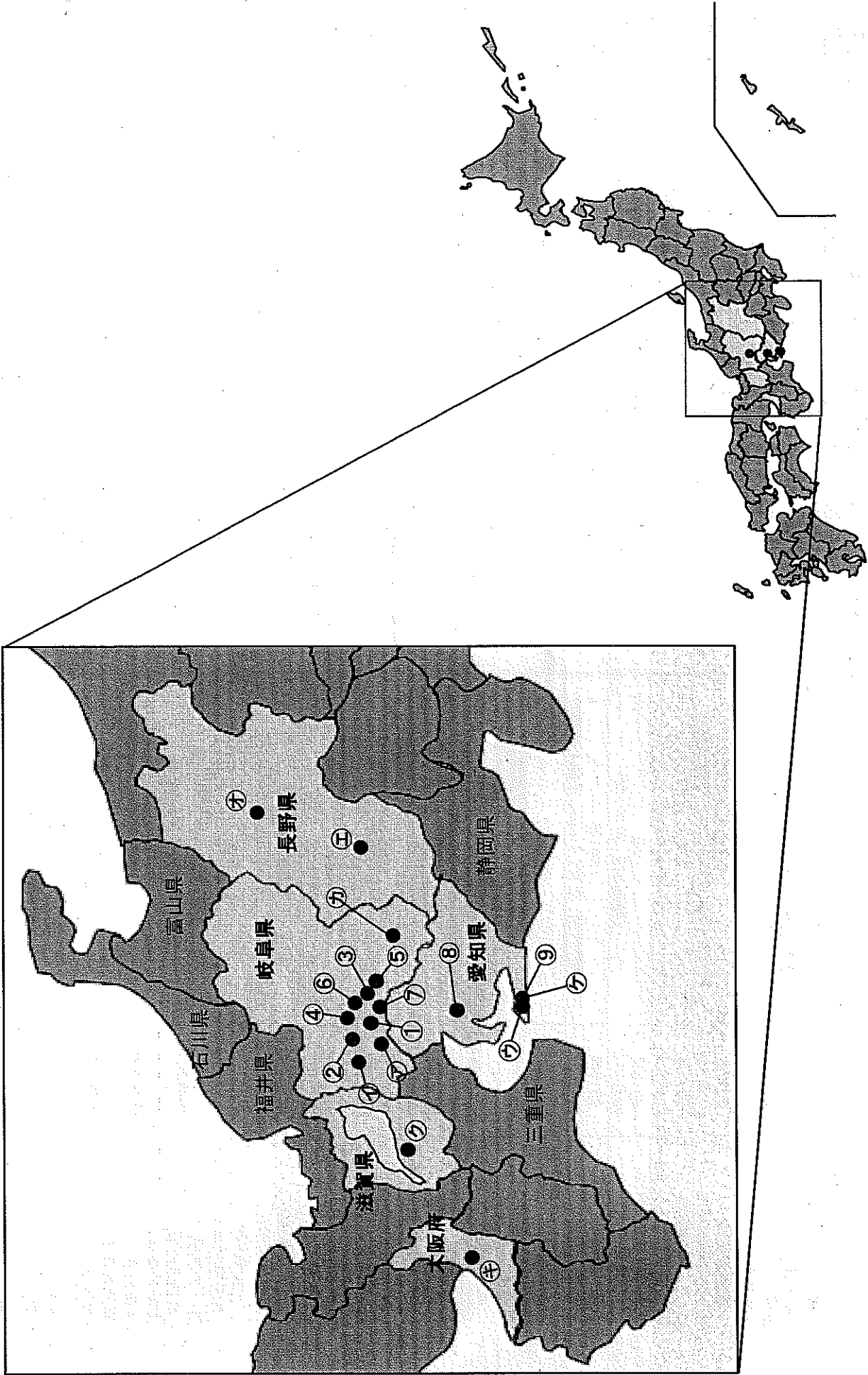
豚コレラの発生対応(概要)

平成31年2月18日9時現在

発生概要(9農場 17,458頭)		防疫対応状況(予定は最短の場合)			
発生場所	発生日	飼養頭数*(種別) *飼養頭数は患者確定時の頭数	措置完了日(○日付)		移動制限区域 解除
			防疫措置 開始	搬出制限区域 解除	
① 豚一貫農場 (岐阜県岐阜市)	2018年 9月9日	579頭 (繁殖75頭、肥育362頭、子豚142頭)	9月9日 6時00分	9月11日 14時00分	9月29日0時解除
② 畜産センター公園 (岐阜県岐阜市)	2018年 11月16日	21頭 (子豚21頭)	11月16日 1時00分	11月16日 15時00分	12月4日0時解除
③ 畜産研究所 (岐阜県美濃加茂市)	2018年 12月5日	503頭 (繁殖184頭、肥育102頭、子豚217頭)	12月5日 5時30分	12月7日 15時32分	12月25日0時解除
④ いのしし飼養施設 (岐阜県関市)	2018年 12月10日	22頭 (いのしし22頭)	12月10日 11時30分	12月11日 15時56分	12月29日0時解除
⑤ 農業大学校 (岐阜県可児市)	2018年 12月15日	10頭 (繁殖3頭、肥育7頭)	12月15日 20時30分	12月16日 15時35分	1月3日0時解除
⑥ 豚一貫農場 (岐阜県関市)	2018年 12月25日	7,861頭 (繁殖751頭、肥育2,410頭、子豚4,700頭)	12月25日 7時30分	12月28日 8時10分	1月16日0時解除
⑦ と畜場(㊦) (岐阜県岐阜市)	(関連と畜場)	1,662頭* (繁殖127頭、子豚1,535頭)	1月29日 9時00分	1月31日 7時00分	2月18日0時解除
		(係留頭数)149頭*	1月29日 17時45分	1月31日 7時00分	-
豚肥育農場(㊦) (岐阜県本巣市)	(関連農場)	867頭* (肥育豚867頭)	1月30日 13時20分	2月1日 6時50分	-
		5,620頭* (肥育1,495頭)	2月6日 午前	2月12日 8時00分	3月2日0時 解除予定
豚肥育農場(㊦) (愛知県豊田市)	(関連農場)	1,495頭* (肥育1,495頭)	2月6日 13時00分	2月10日 21時00分	-
		2,444頭* (肥育2,444頭)	2月6日 13時00分	2月8日 17時30分	-
と畜場(㊦) (長野県松本市)	(関連と畜場)	(係留頭数)38頭*	2月6日 11時00分	2月8日 17時30分	-
		4,284頭* (繁殖121頭、子豚4,163頭)	2月6日 9時00分	2月8日 17時10分	-
豚肥育農場(㊦) (大阪府東大阪市)	(関連農場)	737頭* (肥育737頭)	2月6日 9時30分	2月15日 17時30分	-
		699頭* (肥育699頭)	2月6日 10時30分	2月8日 17時45分	-
豚一貫農場(1戸2農場) (愛知県田原市)	2019年 2月13日	1,180頭* (繁殖130頭、肥育1,050頭)	2月13日 8時00分		
養豚団地関連(7戸14農場)(㊦) (愛知県田原市)	(関連農場)	13,420頭*			

*精査中

豚コレラの発生対応(概要)



平成31年2月18日現在

2. 本県の対応状況について

(1) 他県の発生事例の疫学情報を踏まえた対応

- 1 例目 (岐阜) : 野生いのししとの接触による感染が疑われる事例
→特に、野生いのしし野生動物の侵入・接触防止 (防護柵の設置等) を指導
- 2 例目 (岐阜) : 農場で使う機具等の消毒が不十分な事例
→特に、農場や豚舎に出入りする人、物、車両の消毒を指導
- 3 例目 (岐阜) : 豚舎内に野生動物の糞便等が確認された事例
→特に、野生動物 (野鳥・いたち等) の侵入・接触防止 (防鳥ネットの設置等) を指導
- 4 例目 (岐阜) : 野菜くずを洗浄せずに給与
→特に、食品残さを利用する農場の適正使用 (加熱) を指導
- 8 例目 (愛知) : 業者のトラックが農場間で交差したことが疑われる事例
→特に農場へ出入りしているトラック等のタイヤ、下回りなどを、重点的に消毒を行うよう指導

現在、豚・いのしし飼育者に下記内容で指導を行っている。

- ①野生動物 (いのしし、野鳥、イタチ等) の侵入防止対策
- ②農場及び豚舎へ出入りする人や車両の消毒
(特にタイヤ、下回りなどを、重点的に消毒)
- ③農場、特に豚舎内への部外者の立ち入り制限
- ④飼養衛生管理基準の遵守と早期発見・早期通報

(2) 疫学関連農場、監視対象農場における対応

・疫学関連農場とは、患畜、疑似患畜との接触や家畜伝染病が発生した農場と、人、ものなどの移動があり、疫学的に関連があることが明らかとなった農場。

・監視対象農場とは、家畜伝染病が発生した農場や疫学関連農場と、と畜場等で交差汚染した可能性のある農場。

・今回の豚コレラ発生において、ウイルスを持っている可能性のあるものが出入りした疫学関連農場では複数の農場で発生しているのに対して、ウイルスを持っている可能性のあるものと接触したものが出入りした監視対象農場は1農場と少ないことから、その発生リスクは疫学関連農場の方が高い。

①疫学関連農場における対応

・疫学関連農場に設定された時に、臨床検査、血清抗体検査等を行うとともに、患畜、疑似患畜との接触後21日を経過した後に血清抗体検査等を行い、陰性であれば、国と協議して疫学関連農場から解除。

・疫学関連農場の設定期間は、生きた豚等の移動自粛、当該農場への関係者以外の者の立入り制限、家保職員による立入検査、飼養豚の臨床症状や死亡頭数等を家保に報告を行う。

【三重県の事例】

豚コレラ陽性農場から子豚を導入していたことから、2月6日に1農場が疫学関連農場に設定されましたが、国との協議により血清抗体検査等で陰性が確認されたことから、同日、疫学関連農場から解除された。

なお、三重県独自の対応として、豚が導入されてから28日までの期間、飼養豚の臨床症状や死亡頭数等を家保に毎日報告するとともに、最終日、家保職員による立入検査を実施した。

②監視対象農場における対応

・監視対象農場に設定された時に臨床検査を行うとともに、最終交差日から28日経過後に、飼養豚のうち一定頭数（数%程度）の血清抗体検査等の検査を実施して陰性を確認し、国と協議のうえ、監視対象農場が解除される。

・最終交差日から28日間、と畜場出荷以外の生きた豚の移動を自粛するとともに、飼養豚の臨床症状や死亡頭数等を家保に毎日報告を行う。

・監視期間中には、1か月間の出荷計画書を家保に提出するとともに、と畜場出荷前日の朝に出荷予定の豚の体温測定とともに、臨床症状を確認し、家保に報告する。また、県独自の対応として、出荷時に車両上での家畜保健衛生所職員による出荷豚の目視による臨床検査を実施する。

【三重県の事例】

豚コレラ陽性農場と同じ日に同じと畜場に出荷していたことから、現在延べ6農場（実5農場）が監視対象農場に設定されている。

毎日の報告において飼育豚の異状等は、現在のところはない。

1 今回設定された監視対象農場(3農場)				
設定理由	該当農場	監視対象期間		備考
		開始日	終了日	
岐阜県8例目の発生農場 と同一のと畜場に出荷 (設定日:2月19日)	A農場	2月15日(金)	3月14日(木)	
	B農場	1月10日(木)	2月6日(水)	監視期間を経過しているが、国の指示により、血液検査を実施し、国と協議後陰性の場合は即日解除。
	C農場※	2月14日(木)	3月13日(水)	

2 これまでの監視対象農場(3農場)				
設定理由	該当農場	監視対象期間		備考
		開始日	終了日	
滋賀県の発生農場 と同一のと畜場に出荷 (設定日:2月7日)	C農場	2月5日(火)	3月4日(月)	※1のC農場と同一農場
	D農場	2月5日(火)	3月4日(月)	
大阪府の発生農場 と同一のと畜場に出荷 (設定日:2月7日)	E農場	1月28日(月)	2月24日(日)	

注) 28日間の報告: 交差汚染の可能性があった日の翌日から28日間となりますが、実質の報告は、事例判明日からの開始となります。

3. 豚コレラ発生時の対応について

養豚農場の豚等の飼養者等から本病を疑う異常の通報があった場合、家畜保健衛生所は農場にて、①臨床症状等の現場確認、②血液等検査材料の採材（血清抗体検査、血清抗原検査、血液検査）、③死亡豚等から検査材料の採材を行い、中央家畜保健衛生所等に搬入し、検査を実施します。

また、国との協議により、国の検査機関での確定検査が必要な場合は、国の検査機関に検体を送付します。

県の検査において万が一陽性となった場合は、速やかに三重県豚コレラ対策本部を立ち上げ、防疫措置の準備に着手します。

国の検査結果を踏まえ、国との協議により、本疾病の防疫措置（全頭殺処分）が講じられます。（発生状況により、県の検査結果を国と協議することで発生が確定する場合があります。）

本部員会議を開催し関係部局等との情報共有を行い、防疫方針等を定め、防疫活動を開始します。

<第1ステージ>

養豚農場の豚等の飼養者等から本病を疑う異常の通報を受け、第1ステージとなります。

通報農場を管轄する家畜保健衛生所は、通報農場を管轄する農林水産事務所に連絡し、当該農林事務所は通報農場を管轄する市町へ連絡します。

<第2ステージ>

家畜保健衛生所職員が当該農場に到着し、現場確認の結果、豚コレラの特徴的な症状（発熱、元気消失、食欲減退、等）について畜産課に報告した時点から、第2ステージとなります。

農場に立ち入った家畜保健衛生所職員は、検査材料の採材を行い、検査材料を、当該農場から中央家畜保健衛生所へ搬送します。

<第3ステージ>

中央家畜保健衛生所へ検査材料が搬入され、豚コレラ検査（血清抗体検査、抗原検査、血液検査）を行います。

検査で陽性が確認された場合、国と協議し本病の疑いが強いと判断された時点で、第3ステージとなります。

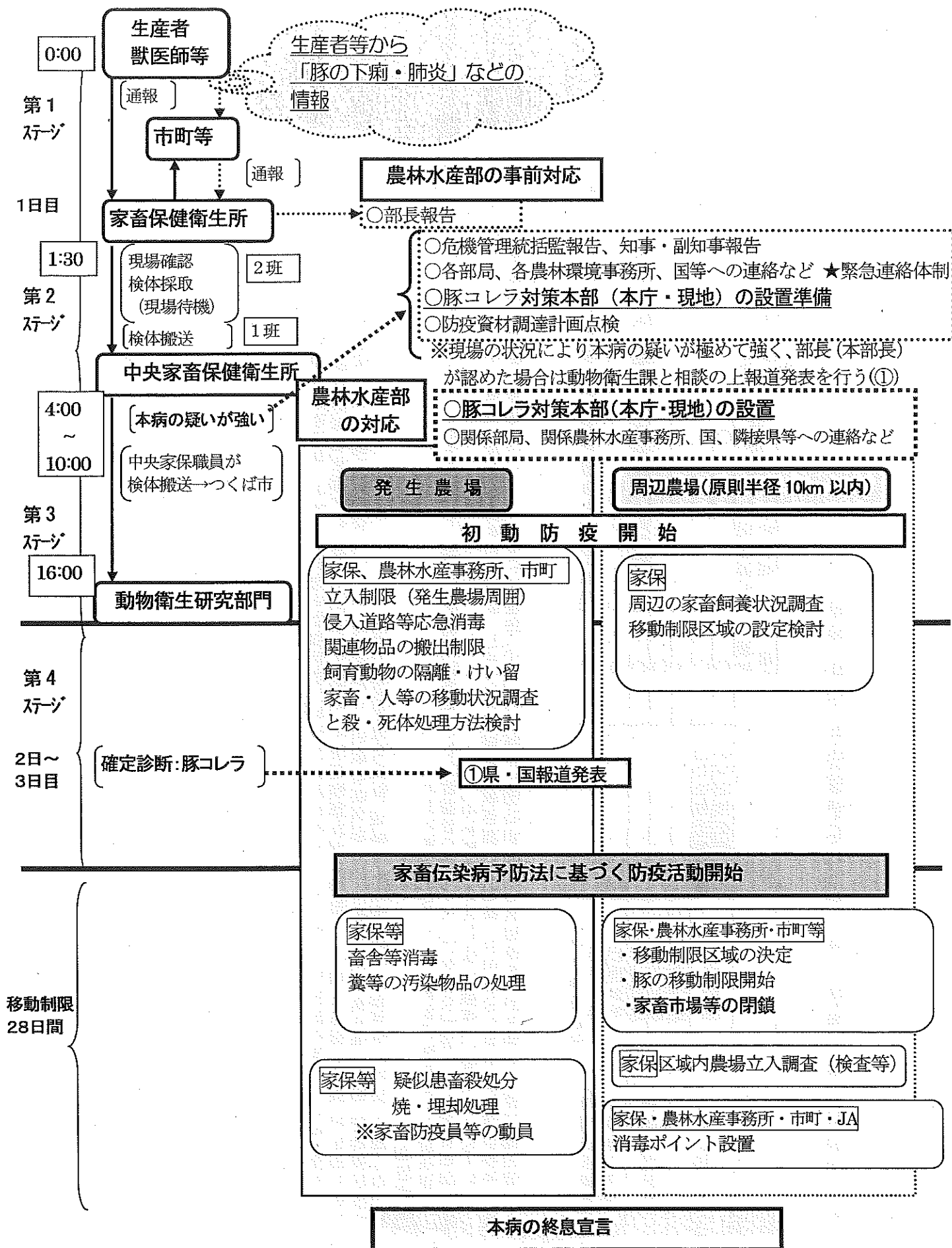
知事を本部長とする豚コレラ本庁対策本部、及び危機管理地域統括監を本部長とする豚コレラ現地対策本部を設置します。

中央家畜保健衛生所から、国の検査機関（動物衛生研究部門）へ検査材料を送付します。

<第4ステージ>

国の検査機関で検査が行われ、国の確定診断により豚コレラ発生が確定されます。この報告を受けて、第4ステージとなり、家畜伝染病予防法に基づく防疫活動を開始します。

【参考1】 豚コレラ発生時の初動対応イメージ



【参考2】

家畜伝染病の発生農場に係る県からの情報提供(公表)基準

		公表の有無		農場名 代表者氏名	農場住所	所在地 市町村名	飼養状況 (種別、頭羽数)	所在地 位置図	備考
発生疑い農場	検査陽性	届出義務違反あり	○	○	○		○	○	※1
	検査陰性	届出義務違反なし	○			○	○	○	
疫学関連農場	検査陽性		×						
	検査陰性		○			○	○	○	※2
監視対象農場 (交差汚染関連)	検査陽性		○	検査結果、対象農場数		○	○	○	
	検査陰性 (臨床検査等含む)		○	検査結果、対象農場数、設定理由		○	○	○	※3

- ※1: 届出義務違反の場合は、感染拡大の危険性が極めて高いことから、接触等の可能性がある関係者に早急に注意喚起を促すため、農場名等を公表する。
- ※2: 疫学関連農場が陰性の場合、県民への説明責任を果たすとともに、生産者の危機意識向上に資する観点から、検査結果、対象農場数等とともに、万一の発生に備え、飼養状況について公表する。
- ※3: 監視対象農場が陰性の場合、人・家畜の移動等はなく、疫学関連農場に比較してリスクが低く、発生の可能性も低いことから、飼養状況は公表せず、検査結果と対象農場数等についてのみ公表を行う。

(用語解説)

発生疑い農場: 家畜伝染病を疑う症状を呈する家畜・家禽が確認された農場
 疫学関連農場: 患者、疑似患者との接触や家畜伝染病が発生した農場と人、家畜などの移動があり、疫学的に関連があると考えられる農場
 監視対象農場: 家畜伝染病が発生した農場や疫学関連農場と、と畜場等で交差汚染した可能性がある農場
 届出義務: 家畜伝染病予防法第13条により、家畜飼養者は家畜に特定症状を確認した場合、家畜保健衛生所に通報する義務があるとされている。